
養護者による 高齢者虐待対応現任者標準研修

講義資料集

目 次

手引きにおける表記	2
〔講義資料集〕	
科目1 高齢者虐待防止法と市町村の責務	3
科目2 高齢者虐待対応と権利擁護.....	31
科目3 初動期段階	59
科目4 対応段階	83
科目5 評価と終結	101

※ 研修テキストとして「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」、「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」を使用します。

※ 本書での表記

- 「国マニュアル」：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」
- 「手引き（青）」：「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」中央法規出版

※ 演習資料は演習時に配布されます。

帳票は本会ホームページに掲載していますのでご活用ください。

<掲載場所>

https://jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/O1.html

手引きにおける表記

手引きでの表記	正式名称
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年、法律第124号） ※本書で条文のみ記載している場合、高齢者虐待防止法の条文をさしている。
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年、法律第57号）
厚生労働省マニュアル	『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（厚生労働省老健局、令和5年3月）
厚生労働省調査	厚生労働省が毎年行っている「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」
日本社会福祉士会調査	『市町村における虐待対応の専門的人材育成を目的とする研修基盤整備に関する調査 報告書』（社団法人（現公益社団法人） 日本社会福祉士会、平成21年3月）
高齢者虐待対応専門職チーム	「虐待対応専門職チーム」として、都道府県の社会福祉士会と弁護士会が市町村等の権利擁護・虐待対応を支援する目的で、共同で設置している。都道府県により、事業名称が異なる場合がある。

[科目 1]

高齢者虐待防止法と市町村の責務

科目 1

高齢者虐待防止法と 市町村の責務

1

講義のねらいと構成

ねらい

- ・虐待対応の実態を理解する。
- ・高齢者虐待防止法の対象者や虐待の定義を理解する。
- ・高齢者虐待防止法が規定している市町村、都道府県、国の役割について理解する。
- ・高齢者虐待防止法における市町村の責務（権限）を理解する。

構成

1. 高齢者虐待の実態を理解する (参考資料)
2. 養護者による高齢者虐待のとらえ方 (国マニュアル I 1-2)
3. 養護者による高齢者虐待の定義と類型 (国マニュアル I 1-2)
4. 虐待対応と個人情報の取り扱い (国マニュアル I 4)
5. 立入調査、やむを得ない事由による措置、居室の確保、面会制限、
成年後見制度 (国マニュアル II 2-4)
6. 財産上の不当取引による被害の防止 (国マニュアル II 2-4)

2

高齢者虐待の実態

出典：

厚生労働省 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する
法律に基づく対応状況等に関する調査結果

厚労省HP：<http://www.mhlw.go.jp>

【別紙資料参照】

3

養護者による高齢者虐待のとりえ方

(国マニュアルP.1～13)

4

(1) 「高齢者」のとりえ方

①法は、高齢者の定義を「65歳以上の者」と定義（第2条第1項）

- ・ 法律上は65歳以上の者としている。ただし、介護保険法においては65歳未満でも虐待の防止・早期発見を行うことは行政も、地域包括支援センターも理解しておく。
- ・ 地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務において、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されている。

5

(1) 「高齢者」のとりえ方

②「65歳未満の者」に対する虐待

- ・ 65歳未満の者には法は適用されないが、保護すべき必要があるという点において変わりがない。
- ・ 介護保険法は、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業」（第115条45第2項第2号）を規定。介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいない（第9条）。
→ 65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが必要。

6

(1) 「高齢者」のとらえ方

③18歳以上65歳未満の在宅の障がい者に対する養護者による虐待対応

- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で対応することが基本。

④65歳以上の障がい者の虐待について

- ・65歳以上の障がい者については「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなる。この法律の間に優先劣後の関係はないため、障がい福祉所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の規定により対応する。

7

(2) 「養護者」のとらえ方

法は、養護者を「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のものをいう」と定義(第2条2項)

- ・「養護者」は、当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人（金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理したり提供していること）
- ・「養護者」は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではない。例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」と考えられる。

8

高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応について

- ①養護、被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待
- ②8050問題
- ③セルフネグレクト

虐待の5類型には該当しないが、客観的に本人の人権が侵害されていることに変わりがないため、客観的に見て支援が必要な場合には虐待に準じた対応が必要。

9

「養護者による高齢者虐待」の定義と類型

i 身体的虐待

- ①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
- ②本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為
- ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為
- ④本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

10

ii 介護・世話の放棄・放任

- ①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
- ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する
- ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する

iii 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

iv 性的虐待

本人へのあらゆる形態の性的な行為またはその強要

v 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

11

虐待対応と個人情報の取り扱い

(国マニュアルP. 38～41)

12

地方自治体の個人情報の取り扱い

- 虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たり、当然に、庁内、行政機関相互、及び民間協力団体等との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要がある。
- 従前は各地方自治体ごとに定める個人情報保護条例等に基づいていたが、令和5年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第5章によって統一されることになった（同法第2条11項。令和5年4月1日施行。）。

13

地方自治体の個人情報の取り扱い

まず、行政機関が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき、「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」（※）を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があるところ、

高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、高齢者虐待防止法第9条第1項や同法第24条に基づく老人福祉法や介護保険法上の権限行使によるものだけでなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」に該当するので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有することができる。

※「法令の定める所掌事務又は業務」については、個人情報保護委員会事務局、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）のp.65～66を参照。

14

地方自治体の個人情報の取り扱い

その上で、地方自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令に基づく場合を除き、利用目的の範囲内で行うことが原則である（法第69条第1項）が、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用目的の範囲外で利用・提供することが可能である。

次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

15

民間事業者の個人情報の取扱い

市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者（個人情報取扱事業者）や地域住民からの通報や情報提供が不可欠。

個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、市町村が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報集収について困難が生じ、市町村の虐待有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられないなどの問題が生じる。

虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務規定があるので、それを保障することが必要だが、高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位がある。

16

民間事業者の個人情報の取扱い

個人情報保護法では、本人の同意ない場合には、「利用目的による制限（18条）」「第三者提供の制限（第27条）」をしており、かつ、その例外規定を設けている。

例外規定

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 略
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 略
- 六 略
- 七 略

17

民間事業者の個人情報の取扱い

- 虐待に関する通報や事実確認への協力は、高齢者虐待防止法第5条、第7条、第9条第1項に基づくもので、例外規定の第1号の「法令に基づく場合」に該当する。
- 虐待対応に必要な情報提供の目的は、高齢者の生命・身体・財産を危険から救済することにあるから、第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合」に該当する。
- 市町村や委託を受けた地域包括支援センターが虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、第4号に該当する。

→ 民間事業者などが、高齢者虐待対応において、高齢者本人や家族の同意なく目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市町村など）に情報提供をすることは例外として認められる。

18

運用上の工夫

1) 個人情報保護法第5章61条以下の正しい理解に基づく庁内関係部署からの情報収集や関係諸機関との情報共有のあり方の整理

2) 本人情報の第三者提供についての（事前）同意

3) ネットワークの構築や協定締結に基づく関係機関からの情報収集

医療機関や介護保険事業者には、市町村に対して虐待対応について協力義務を負っている（第16条）ことを理解してもらい、日頃から情報提供への理解を行っておくことが大切

虐待通報義務や通報先の周知等を通知文や説明会、現状報告等を行う、必要に応じて協定書を結ぶ 等

19

セルフネグレクトへの対応における個人情報の取扱い

行政機関としては、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第69条第2項第4号）等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができる。

そして、医療機関等の個人情報取扱事業者においては、本人の同意に基づくことが困難な場合であっても、本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（個人情報保護法第27条第1項第2号）や、市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業における権利擁護事業、重層的支援体制整備事業における事務の遂行に協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第4号）等には、情報提供を行うことができる。

20

高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応について

(国マニュアルP.42～43)

21

高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応について

①相談・通報・届出を受け付け、事実確認等の対応

居住地の市町村が通報・届出を受け付け、事実確認等の対応を行う

②老人福祉法のやむを得ない事由による措置等

基本的に、生活実態がある市町村が対応を行う

③成年後見制度の市町村長申立

基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施します。ただし、高齢者が居住する市町村長の申立ても認められています。(関係市町村で協議し、高齢者の権利利益を守ることが必要)

22

市町村権限の行使

(国マニュアルP. 64～82)

23

立入調査

ポイント

(手引き(青)P116)

- ◆立入調査は「養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ」が認められる場合に、市町村が強制力をもって行使する権限のひとつである。
- ◆立入調査は、適切なタイミングで実施することが求められますが、実施に至るまでに様々な努力をし、実施の要件を満たしていることが求められる。

24

(1) 法的根拠と法の解説

- ・ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、市町村長は、担当部署の職員や直営の地域包括支援センター職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる（第11条）。
- ・ また、立入調査を実施する場合、市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされている（第12条第2項）。

25

(2) 立入調査の要否の判断

1) 要否の判断

立入調査は、強制力の行使にあたることから、その要否については、市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断する

- ・ 立入調査の要否を判断するためには、さまざまな工夫を行って、高齢者の生命や身体の安全確認を行ったことを、組織内で確認することが必要
- ・ 立入調査の要件を満たすためには、様々な工夫を重ねてもなお、高齢者の生命や身体の安全を確認することができなかった、ということが根拠として確認できることが必要

26

【参考】立入調査が必要と判断される状況の例

(手引き(青)P118)

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、高齢者に接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- 高齢者が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど、非協力的な態度に終始しているときなど

27

2) 立入調査で許される行為 (立入調査権のもつ強制力)

- ・ 物理的な有形力の行使をしてでも立ち入ることが認められるわけではなく、高齢者や養護者の同意なく住居内に立ち入りをしても住居侵入罪等の罪を問われないということ
- ・ 養護者等が正当な理由なく住居への立ち入りを拒否した場合には、拒否をする養護者等に罰金が科せられること（第30条）を背景に、立入調査を強く求めること。

(間接強制)

【できない行為】

- ・ 鍵屋を呼んで鍵を開ける。
- ・ ドアを壊して立ち入ったり、窓ガラスを破って居室の中に入る

28

(3) 立入調査の事前準備

- 1) 実施のタイミングの確定
 - ・ 養護者等に事前通知の必要はない
- 2) 立入調査の実施時に予想される事態へのシミュレーション
 - ・ 養護者等の非協力や暴言が予測される場合等
- 3) 同行者と役割分担の確認
 - ・ 高齢者の健康状態を確認する医療職の同行
 - ・ 養護者に精神的な疾患が疑われる場合の精神保健福祉センターとの連携や同行
 - ・ 高齢者や養護者等と関わりのある親族等に同行や立会い
- 4) 確認事項の整理
 - ・ 誰が何をどこまで確認するのか
- 5) 高齢者の緊急保護に備えた医療機関等の保護先の確保
- 6) 警察への援助要請

29

(4) 立入調査の実施

- 1) 身分証明書の携行
- 2) 立入調査の目的の説明
- 3) 高齢者の生命や身体の安全確認と、分離保護の必要性の判断
- 4) 虐待が疑われる事実の確認
- 5) 養護者や家族等への対応

(5) 立入調査記録の作成

チェックシートを用い把握した事実を記載し、コアメンバー会議において虐待の有無や緊急性の判断を行う。

30

やむを得ない事由による措置

ポイント

(手引き(青)P127)

- ◆市町村は、虐待の防止及び当該高齢者の保護を図る必要があると判断した場合、適切にやむを得ない事由による措置を実施する必要がある。
- ◆やむを得ない事由による措置を適切に実施するには、措置の手続きを担当する部署との連携はもちろんのこと、日頃から、施設や介護保険サービス提供事業者との協力関係を築いておくことが重要である。

31

(1) 法的根拠と法の解説

- ・ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため必要がある場合
- ・ 老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受託者への委託）の措置を規定

（高齢者虐待防止法第9条第2項抜粋） 市町村又は市町村長は、…通報又は届出があった場合には、…生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に…老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、…措置を講ずるものとする。

32

(2) やむを得ない事由による措置の要否の判断

① やむを得ない事由

- ・事業者と「契約」をして介護サービスを利用することやその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいこと
- ・養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、

又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らして養護の負担軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるもの

② やむを得ない事由による措置のサービスの種類

- ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護
- ・特別養護老人ホーム ・看護小規模多機能型居宅介護

33

(3) 養護委託による措置（老人福祉法第11条第1項第3号）

やむを得ない事由による措置については、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて、（透析、胃ろう等の）医療的処置が必要な高齢者について、受け入れ先がないことがある。基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行うことになるが、関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関や老人保健施設の長等を老人福祉法第11条1項第3号の「養護受託者」として対応することも考えられます。

34

【参考】積極的な措置権限の行使が求められる状況

(手引き(青)P129)

- ①「生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、「やむを得ない事由による措置」をとることも可能
- ②高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用ができない場合
- ③経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
- ④高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）
- ⑤面会制限の適用が必要な場合

※ 面会制限を適用する場合は、必ず老人福祉法第11条第1項第2号、第3号を実施すること。

35

（４）やむを得ない事由による措置の実施手続き

やむを得ない事由による措置の実施手続きを行う部署が高齢者虐待担当部署と異なる場合、当該部署に措置の実施手続きを依頼する

（５）措置を実施した後の支援

１）養護者からの保護と精神面の支援

- ・養護者による連れ戻し等への対応のための市町村担当部署と施設の連携（面会制限参照）。
- ・高齢者に対する精神的な支援

２）養護者への支援

- ・養護者に対する必要に応じた精神的な支援や生活支援

（６）措置解除の判断と契約の移行

36

居室の確保

ポイント

(手引き(青)P134)

- ◆市町村は、やむを得ない事由による措置を適用し、高齢者を分離保護する必要があると判断した場合を想定し、居室を確保する必要がある。
- ◆自治体内に適切な施設がない場合や、養護者が高齢者を連れ戻しに来ることが予測される場合に備えて、都道府県や市町村間で連携して、広域で居室を確保することが求められる。

37

(1) 法的根拠

・高齢者虐待防止法第9条第2項が市町村に対して分離保護の措置を講ずる義務を負わせたことから、第10条では、市町村に対して、分離保護の措置をとるために必要な居室を確保する措置を義務づけた。

・第9条第2項の分離保護と、第10条の居室の確保とは、表裏の関係。

(2) 定員超過の取扱い

・指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(平成18年3月31日、厚生労働省令第79号)

38

面会制限

ポイント

(手引き(青)P136)

- ◆面会制限の必要性が予測される事例については、契約による入所ではなく、やむを得ない事由による措置を適用させる必要がある。
- ◆高齢者虐待防止法第13条は、施設の管理権で面会制限を行うことを可能としているが、その場合でも、市町村と連携しながら、面会制限の継続や解除などを判断する必要がある。

39

(1) 法的根拠

老人福祉法第11条による「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市町村長や養介護施設の長は、高齢者の保護の観点等から、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。(第13条)

(2) 面会制限の要否の判断

- ・面会制限は、市町村の判断と責任で行う。
- ・高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討する。
- ・制限する期間を定め、見直す時期を定めておく。
- ・面会制限は、やむを得ない事由による措置により特別養護老人ホームに入所を依頼することと直接的な関係があるため、管理職が出席する会議で判断する。

40

（３）面会制限中の対応についての検討

養護者の強引な要求や行動（強引な連れ戻し等）については、市町村担当部署と施設の緊密な連携が不可欠

（４）面会制限の解除の判断

面会制限の解除の判断は、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討。

- ・ 高齢者に、養護者との面会の意思があるか
- ・ 高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか
- ・ 養護者の態度や生活態度が改善できたと判断できる根拠があるか など

41

（５）面会制限解除後の面会方法の取り組み

- ・ 面会制限の解除が可能と判断した場合、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を虐待対応計画で定める。
- ・ 高齢者の安全を第一に考え、当初は市町村担当部署、地域包括支援センターの職員等の同席でかつ時間を制限して行うことから始めるなど、面会方法に工夫をすることが求められる。
- ・ 保護場所を秘匿しておく必要があると判断する場合には、保護先の施設とは別の場所で一時的な面会を行い、高齢者や養護者の様子を観察しながら、次の段階へ進めるかどうかを判断する。

42

成年後見制度

ポイント

(手引き(青)P141)

- ◆養護者による高齢者虐待の場合には、他の親族等の協力を得ることも難しいことが多く、市町村長申立てによる成年後見制度の活用を原則とする。
- ◆成年後見人等の選任によって虐待対応が終了するわけではない。選任された成年後見人等と連携を図りながら、高齢者の生活安定に向けた支援を行うことが必要である。

43

法的根拠

- ・認知症等で高齢者の判断能力が低下している場合の虐待対応の手段として、成年後見制度を活用することは有効。
- ・高齢者虐待防止法でも、適切に老人福祉法第32条に基づいて市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立て」といいます。）を行うことが規定されている（第9条第2項、第27条第2項）。

参考： 老人福祉法 第三十二条（審判の請求） 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

44

成年後見制度活用の判断

【参考】成年後見制度を活用することが想定される状況
(手引き(青)P142)

- ①経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合
- ②介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用など生活上必要な契約等の判断に関して、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ③やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ④経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合

45

成年後見制度活用の実施手順

- ・ 高齢者虐待対応における成年後見制度利用の場合、市町村長申立てが原則となる。
- ・ 緊急性が高い場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使するなど、審判前の保全処分を検討することが有効である。

46

成年後見制度利用支援事業の活用

①申立費用、後見人等報酬等に対する助成

申立費用・登記印紙代、鑑定費用、後見人・保佐人等の報酬等

②成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動

- ・パンフレットの作成・配布（印刷製本費、役務費、委託料 等）
- ・説明会・相談会の開催（諸謝金、旅費、会場借上費 等）

47

第三者による財産上の不当取引による被害の防止

（手引き(青)P146）

- ・高齢者虐待防止法は、「経済的虐待」について、養護者又は高齢者の親族もしくは養介護施設従事者等が「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」を虐待と定めている（第2条第4項第2号、第2条第5項第1号ホ、同項第2号）。
- ・第27条第1項は、高齢者の養護者や養介護施設従事者等でなくても、悪質な取引業者が高齢者との間で取引行為を行い、財産上不当な利益を取得して高齢者の財産を危うくする消費者被害が多発していることに鑑み、高齢者虐待（経済的虐待）の定義に当てはまらないものの、経済的な虐待に等しいものとして、高齢者救済のため、市町村が対応すべき行為の内容を定めている。

48

対応のポイント

- 消費生活センターなど適切な機関と連携した活動により、被害の回復に努める
- 高齢者の判断能力が低下している場合、被害を防ぐために成年後見等申立てなど適切な対応を行うことが必要
- 第三者による財産上の不当取引による被害に対しては、個々の事例の解決のみでなく、地域全体で防止するための啓発や取組が必要

[科目2]

高齢者虐待対応と権利擁護

科目2

高齢者虐待対応と権利擁護

1

講義のねらいと構成

ねらい

- ・ 権利擁護の重要性を理解する。
- ・ 高齢者虐待対応の基本的考え方を理解する。
- ・ 帳票の目的、構成について理解する。

構成

1. 権利擁護の重要性 (国マニュアルP. 2～12)
2. 高齢者虐待の未然防止・早期発見の取り組み (国マニュアルP. 17～22)
3. 養護者による高齢者虐待対応への体制の整備 (国マニュアルP. 21～34)
4. 高齢者虐待対応の基本的考え方と視点 (国マニュアルP. 17)
5. 「帳票」の目的と構成
(手引き(青) P. 191～201)

日本社会福祉士会HP

URL https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/01.html ²

1. 権利擁護の重要性

(国マニュアルP.2～12)

3

(1) 虐待は・・・

高齢者に対する最も重大な権利侵害

必ず、早急な終結が必要

4

(2) 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待への対応は…

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行なうもの

5

(3) 法制度を活用した支援

権利擁護は、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するものですが、重大な権利侵害があるときには…



法制度を活用した支援を行なう必要

6

(3) 法制度を活用した支援

権利擁護は、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するものですが、重大な権利侵害があるときには…



法制度を活用した支援を行う必要

7

(4) 高齢者虐待対応は介入

利用者の依頼や契約に基づく支援と異なり、虐待を受けている高齢者の生命や身体、財産を保護し、安全で安心な生活を再構築させるための強い介入を行う

8

(5) 適切なタイミング

高齢者虐待対応に従事する者は、権利侵害の程度により自己決定を尊重できる状態にあるかどうかを見極め、適切なタイミングで虐待対応を行なうことが重要

9

2. 高齢者虐待の未然防止・早期発見の取り組み

(国マニュアルP. 17～22)

10

(1) 虐待を未然に防ぐためのアプローチ

- ・ 権利意識の啓発、認知症等の理解や介護知識の周知
 - ・ 介護保険制度の利用促進による養護者の負担軽減
 - ・ 孤立している高齢者世帯への関係者による働きかけ
- 虐待が発生する要因を低減させる

11

(2) 虐待の早期発見・早期対応

- ・ 問題が深刻化する前の発見
- ・ 民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力・連携
- ・ 地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発
- ・ 保健・医療・福祉関係機関等との連携体制の構築
- ・ 相談・対応窓口の周知

→虐待を未然防止、早期発見、早期対応で虐待の深刻化を防ぐ

12

3. 養護者による高齢者虐待対応への体制の整備

(国マニュアルP. 21～34)

13

(1) 市町村の責務と役割

- ・ 高齢者虐待防止法は、市町村が第一義的に責任を持つことを規定している
- ・ 市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性がある。

14

（２）市町村が整備すべき体制

- 1) 相談・対応窓口の設置、周知及び時間外対応
- 2) 市町村による判断とそのための協議の場の設定
- 3) 連携協力体制の整備
 - ①庁内関係部署との連携
 - ②地域包括支援センターとの連携
 - ③関係機関とのネットワークの構築
- 4) 要綱やマニュアルの整備
- 5) 専門的人材の確保・育成

15

（３）都道府県の責務と役割

- 1) 市町村が行う虐待対応を支援するために必要な体制の整備
 - ア. ネットワークの構築や協定締結に基づく関係機関からの情報収集支援
 - イ. 居室確保のための支援
 - ウ. 広域での社会資源の調整
 - エ. 市町村に対する専門的な支援
- 2) 専門的人材の育成
 - ア. 専門的人材の育成
 - イ. 事例の検証

16

(4) 国の責務と役割

1) 国の責務としての体制整備

2) 事例検証や調査・研究の役割

高齢者虐待防止法では、国に対して、高齢者虐待の事例分析、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の支援に資する事項についての調査及び研究を行うことを定めている（第26条）

- ・ 全国の自治体からの情報収集によって得られた死亡事例の医学的見地等からのデータの蓄積・検証、困難事例の分析
- ・ 緊急性の判断をはじめとする様々な対応指標の開発など

17

(4) 国の責務と役割

3) 高齢者権利擁護等推進事業の実施に役立つ資源

（高齢者虐待対応専門職チーム）

公益社団法人日本社会福祉士会及び日本弁護士連合会では、両者が連携して虐待対応専門職チームの活動を実施しており、専門的判断を要する虐待事案に対して、法律、福祉の両面から市町村や都道府県に有効なサポート（虐待の有無や緊急性の判断等を行なう会議、事例検討会、情報交換会等への出席及び助言）を提供している。

18

4. 高齢者虐待対応の基本的考え方と視点

(国マニュアルP.17～19)

19

(1) 高齢者支援の視点

1) 高齢者の意思の尊重

虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多い。例えば、無視され続けたり暴力を受けたことにより、高齢者が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状況ため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要である。

また、認知症がある高齢者に対しても、その表情や家族、関係者とのやりとりの反応を観察したり、認知症発症前の本人の性格や希望などを周囲から聞き取るなど、本人の意向をできるだけ考慮するための配慮が求められる。

20

2) 高齢者の安全確保の優先と危機介入

高齢者虐待対応においては「自己決定の尊重」よりも「高齢者の安全・安心の確保」を優先させることがある。

例えば、高齢者が介入や分離を望んでいない、拒否する場合でも、高齢者の生命・身体保護が優先される場合がある。

この専門的判断は、特に、高齢者の生命や身体、財産が危機的状況に置かれている場合に、市町村の責任により行われる。

必ず明確な根拠が必要。

21

3) 高齢者が安心して生活を送るための環境整備

高齢者虐待対応においては、高齢者のおかれている現在の状況に加え「生活全体」や「人生全体」を意識して支える視点が重要。

虐待が解消した後、高齢者が主体的に生きられるような生活や人間関係の再構築をめざした支援を考える必要がある。

22

(2) 養護者への支援の視点

- ・ 高齢者虐待防止法第6条（相談、指導、助言）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

- ・ 高齢者虐待防止法第14条（養護者支援）

1 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする

23

1) 高齢者と養護者の利害対立への配慮

高齢者虐待対応においては、一人や一機関の対応従事者が高齢者、養護者への対応を行った結果、それぞれの利益が対立して根本的な問題の解決ができなくなることを避けることが重要である。

高齢者への支援と養護者への対応は、それぞれ別の対応従事者（チーム）によってなされる必要がある。

24

2) 虐待の発生要因と関連する課題への支援

養護者が、虐待の発生要因となる障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組む。

25

3) 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要である。

26

(3) 虐待対応のプロセスにおける留意点

(国マニュアルP.52～86) (手引き(青)P.15～16)

1) 相談・通報の受付時の複数による確認

様々な相談が寄せられるなかから、一見虐待の疑いが感じられない事例も、複数の職員の目で確認や協議をし、虐待の疑いを見逃さない。

2) 対応の根拠となる情報収集

虐待発生要因に結びつく課題の有無を明らかにするため、客観的事実として収集していく。

3) 虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を意識した虐待発生の要因分析と課題の抽出

虐待有りとされた事例は、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を意識した、虐待発生の要因を分析し、虐待対応計画に反映させる。 ²⁷

4) 虐待対応計画の作成

虐待の解消と安心して生活を送るための対応を、多くの関係機関が関与しながらチームアプローチをする。関係機関が目標や課題を共有し適切な対応が求められるため、虐待対応計画では、いつまでに、誰が、何をするか、期限を区切って役割分担を明確にする。

5) 虐待対応計画実施状況の評価

市町村が行った各種の判断や対応が適切であったか、課題の解決につながったか、検証し、適切な進行管理のため期限を区切り評価する。

6) 終結

虐待対応計画の目標が達成され、虐待の解消と安心して生活を送るための環境が整えられたら、虐待対応を終結させ、その後のフォローや地域包括支援センターの権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援への移行、地域の他の社会資源につなぐ。

28

（４）組織的な虐待対応の視点

（手引き（青）P.16～17）

１）チームアプローチと全体調整の必要性

高齢者虐待が発生する背景は、複数の複雑な要因があることが少なくない。また高齢者虐待対応では、虐待が起こっている現在の対応だけでなく、虐待が解消した後の高齢者の生活の再構築まで視野に入れた支援が不可欠である。そのため、行政が虐待対応に必要なだと選定した機関や組織等が虐待対応チームとして各段階で関与する。

２）常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待は、発生から時間の経過に従い深刻化、高齢者の生命や身体が危機的状況におかれていくことも予想され、迅速な対応が必要である。受理後は、緊急性の判断、虐待の有無がすみやかに確認できるよう、事実確認の期限を明確にする必要がある。

29

３）必ず組織的に対応する

高齢者虐待対応は担当者一人で判断することは避け、組織的な対応が基本になる。相談・通報・届出を受付後は組織内で協議、虐待対応の可能性がある場合は、市町村担当部署と地域包括支援センター間で共有する。その上で、緊急性の判断や市町村の権限行使などの判断や決定にあたり、役割分担をする。事実確認の調査では、担当者一人に過渡の負担や責任が及ばないようにするとともに、客観性を確保する視点から必ず複数の職員で対応する。

４）適切に権限を行使する

高齢者虐待対応においては、生命や身体、財産の侵害から高齢者を保護し、安全で安心な生活を再構築するため、特に立入調査、やむを得ない事由による措置など、市町村のみが有する権限の行使が重要な意味がある。必要な場合には、適切に権限の行使が求められる。

30

5. 「高齢者虐待対応帳票」の目的と構成

手引き（青）P.191～201

日本社会福祉士会HP

URL https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/01.html

31

（１）高齢者虐待対応帳票の目的

適切な虐待対応を導く「一つのツール」として活用することで虐待対応の標準化、明確化、共有化、効率化を目指す

32

①標準化

- ・ 組織として虐待対応の枠組みを作り、システムを標準化することで、虐待対応の各段階で実施すべき事項を確認できるものとする。誰でも同じ状況で同じ対応ができるようにする。

②明確化

- ・ 虐待対応の各段階で、様々な判断、決定が求められる。集まった情報をいつ、どのような場面で、何を根拠に判断をしたのかについて明らかにする。

33

③共通化

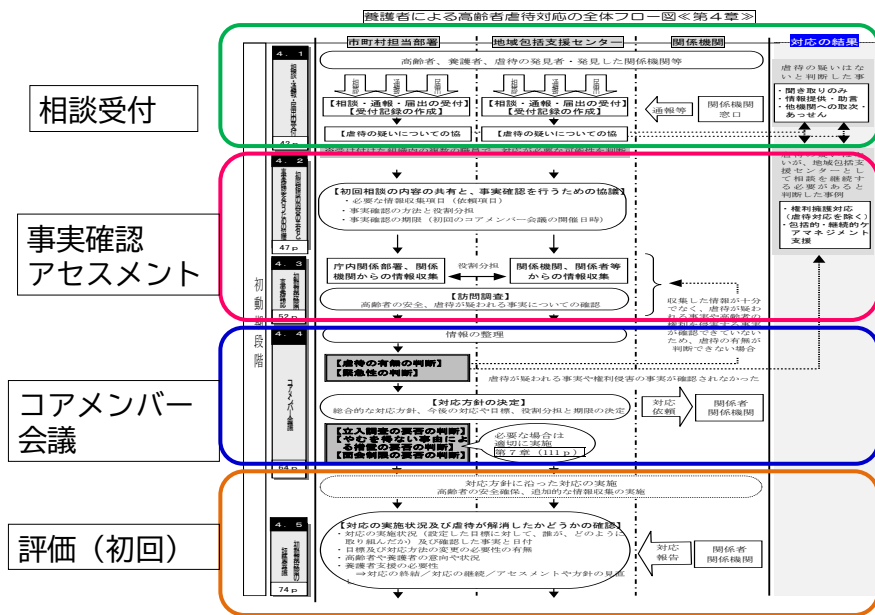
- ・ 虐待対応は地域包括支援センターと市町村との連携が求められる。チームアプローチを実践するにあたり、双方が情報の共有と集積を図っていくことが重要である。

④効率化

- ・ 帳票活用を進めることで高齢者虐待対応に限らず、地域包括支援センターの業務の効率化にも寄与すること。

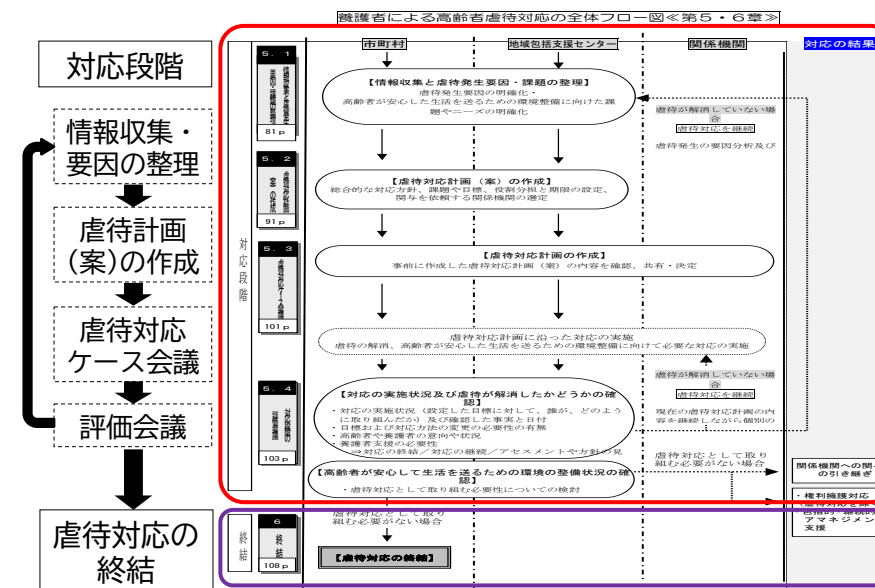
34

対応の全体フロー図（上）



35

対応の全体フロー図（下）



36

帳票の構成

受付票	相談・通報・届出受付票
共有協議票	高齢者虐待情報共有・協議票
事実確認票	事実確認票-チェックシート
アセスメント票	アセスメント要約票
コアメンバー会議録・計画書	高齢者虐待対応会議記録・計画書 -コアメンバー会議用-
対応会議録・計画書	高齢者虐待対応会議記録・計画書
評価票	高齢者虐待対応評価会議記録票

37

相談・通報・届出受付票（総合相談）例

相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談者の情報	
【本人の状況】	
高齢者本人の状況 高齢者本人の意向	
家族状況 (ジェノグラム)	介護者の状況
主訴・相談の概要	
今後の対応	

高齢者の生命、身体
の安全確認は、最優先

総合相談の中でまぎれてしま
いやすい虐待のサインを
列挙してある。
相談内容の中に虐待の可能
性を感じたら、チェック、
記入する。

情報源を明確化

総合相談としてどう対応する
かを、地域包括支援センター
内で協議する（個人の見落と
しを防ぐ）
組織として判断する！

38

事実確認票「チェックシート」(表面)例

公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.Ⅱ-3(東京都国分寺市作成様式を参考に作成)

関係者からの聞き取りの「ケース会議等」に、会議参加者を記載する（ ）。

40

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。

事実確認票・チェックシート（裏面）例

事実確認項目(サイン)	
確認項目	確認方法・確認者
1. 高齢者本人の希望	高齢者本人の希望
2. 健康状態	健康状態
3. 危機への対処	危機への対処
4. 成年後見制度の利用・各種制度利用	成年後見制度の利用・各種制度利用
5. 経済情報	経済情報
6. エコマップ	エコマップ
7. 生活状況	生活状況

太字

太字

太字

事実確認票（裏面）は
リスクアセスメントシート
を兼ねている。太字下線部の
部分にあてはまる事実がある
場合はコアメンバー会議で緊急
保護の検討を行う必要あり。

41

アセスメント要約票（表面）例

アセスメント要約票	
高齢者本人の希望	健康状態
危機への対処	成年後見制度の利用・各種制度利用
経済情報	エコマップ
生活状況	

対応発生リスク

42

アセスメント要約票（裏面）例

養護者の希望	虐待発生リスク
健康状態等	
介護負担	
就労状況・経済状況	
近隣との関係	
制度やサービスの受け入れ	
家族関係	
近隣・地域住民、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等	
全体のまとめ	

虐待対応会議記録・計画書の「総合的な対応方針」につながる。

43

高齢者虐待対応会議記録・計画書（１）
～コアメンバー会議用～ 例

第1表 高齢者虐待対応会議記録・計画書（１）～コアメンバー会議用		決裁欄
高齢者本人氏名 様		初回計画作成日 年 月 日
計画作成者所属 地域包括支援センター		会議日時 年 月 日 時 分～ 時 分
会議目的	会議目的	出席者
虐待事実の判断	虐待事実の判断根拠	高齢者本人の意見・希望
緊急性の判断	緊急性の判断根拠	養護者の意見・希望
深刻度	総合的な支援の方針	対応の内容

44

公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.Ⅱ-3（東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書（第2版）」を参考に作成）

高齢者虐待対応会議記録・計画書（２） ～コアメンバー会議用～ 例

第2表 高齢者虐待対応会議記録・計画書(2)～コアメンバー会議用

対象 優先 順位	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)		
			何を・どのように	誰が	いつ
高 い 順 位					
中 等 の 順 位					
低 い 順 位					
その他 の 家 族 関 係 者					

対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(「アセスメント要約書」の全体のまとめで記載) 計画評価予定日 計画評価予定日 分

対応が困難な課題

※記入欄が見えない場合は、様式を追加して記入
公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-3(東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第3版)」、新潟県三上市作成様式を参考に作成)

45

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（１）例

第1表 高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)

高齢者本人氏名		性別	年齢	計画作成段階	見直し	修正解除	維持継続
計画作成者所属		地域包括支援センター		計画の作成回数	回目	(初回計画作成日)	年 月 日
計画作成者氏名				計画作成日	年 月 日		
会議目的	会議目的			出席者	氏名 氏名 氏名		
高齢者本人の意見・希望	高齢者本人の意見・希望			エコマップ			
養護者の意見・希望	養護者の意見・希望						
総合的な対応方針	総合的な支援の方針						

※「アセスメント要約書」の第4頁を参照する

公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-3(東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第3版)」を参考に作成)

46

[illegible]

高齢者虐待対応評価会議記録票		決 裁 権 (例)	
課 長	係 長	担当 者	
高齢者本人氏名	様	計 画 回 数	年 月 日
計画作成者所属	地域包括支援センター	出 席 者	所 属 氏 名 所 属 氏 名 所 属 氏 名
計画作成者氏名		日 時 分 へ 時 分	
会議目的	ア 会議の目的		
課題番号	目 標	確認した事実と日付	目標及び対応方法の詳細 目標達成状況 目標・対応方法の変更
ウ 課題番号	エ 目標	オ 確認した事実・日付	カ 目標達成状況 目標・対応方法の変更
イ 虐待発生リスク状況	ロ 虐待発生リスク状況	ハ 高齢者本人・養護者の状況	ニ 養護者の状況
キ 新たな支援計画の必要性	ク 評価結果のまとめ	コ 今後の対応	

- 56 -

最後に

高齢者虐待への対応は…

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行なうもの

[科目3]

初動期段階

科目3

初 動 期 段 階

1

講義のねらいと構成

ねらい

- ・ 初動期段階における適切で的確な手順および判断やアセスメントのスキルを理解し、演習をとおしてこれらを獲得する

構成

- 1 . 初動期段階の概要と範囲
- 2 . 相談・通報・届出の受付
- 3 . 初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議
- 4 . 初動期段階の事実確認
- 5 . コアメンバー会議

2

（１）初動期段階の概要

（（手引き(青) p 4 2）

虐待対応の初動期段階では、高齢者の生命や身体 の安全確保が目的となる。

初動期段階とは、高齢者虐待を疑わせる相談・通報・届出を受け付けた後、コアメンバー会議での虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応の評価を行う段階までをいう。

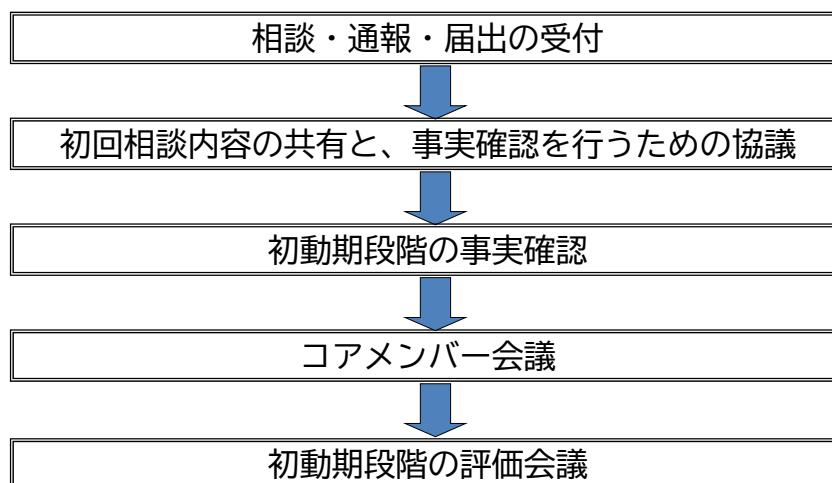
3

（２）初動期段階に該当する法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村が相談や通報、届出を受け付けた場合、速やかに、高齢者の安全確認、通報又は届出に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うことが規定されている（第9条第1項、第16条）。

4

(3) 初動期段階の範囲 (（手引き(青) p 43)



5

帳票の構成

受付票	相談・通報・届出受付票
共有協議票	高齢者虐待情報共有・協議票
事実確認票	事実確認票-チェックシート
アセスメント票	アセスメント要約票
コアメンバー会議録・計画書	高齢者虐待対応会議記録・計画書 ーコアメンバー会議用ー
対応会議録・計画書	高齢者虐待対応会議記録・計画書
評価票	高齢者虐待対応評価会議記録票

初動期で活用する帳票

6

相談・通報・届出の受付

ポイント

((手引き(青) p 44)

- ◆虐待は「虐待」という言葉を使って、相談や通報が寄せられるとは限らない。
- ◆虐待の疑いを見逃さないためには、相談受付の際にチェックシートに基づいて聞き取りを行うこと、相談等の内容について受け付けた機関内で組織的に、「虐待の疑いがあるか否か」について協議することが重要である。

7

(1) 相談・通報・届出の受付1

高齢者虐待防止法（第7条第2項）は、国民に対して、生命や身体に重大な危険が生じていない場合でも、「虐待を受けたと思われる高齢者」について、市町村に通報することを求めている。虐待の疑いがある場合には、躊躇することなく通報することによって、幅広く虐待の芽を摘むことが狙いである。他方、市町村としては、通報をしっかりと虐待通報として受け付けることが法的責務であると考えべきである。

8

(1) 相談・通報・届出の受付-2

寄せられた情報から高齢者虐待の疑いを見逃さないためには、市町村内の関係する相談窓口を含めて、共通の書式（チェック項目）に基づく相談・通報・届出・受付票を使用し、相談者（通報者）の属性、高齢者本人の状況、養護者の状況、相談の内容や訴え（通報や届出の場合は虐待の状況）等について、的確に聞き取りを行うことが重要である。

9

(2) 受付記録の作成

【参考】相談・通報・届出受付票
(総合相談) 例

相談・通報・届出受付票 (総合相談)	
相談者の情報 相談者(通報者) ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ その他 ☐	
高齢者本人の状況 氏名 ☐ 性別 ☐ 年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ その他 ☐ 高齢者本人の意向 同意 ☐ 拒否 ☐ 不明 ☐	
家族状況 (ジェノグラム) 家族構成 ☐ 家族関係 ☐	介護者の状況 介護者 ☐ 介護内容 ☐
主訴・相談の概要 相談内容 ☐ 相談の経緯 ☐ 相談の目的 ☐	
今後の対応 対応方針 ☐ 対応内容 ☐	

高齢者の生命や身体
の安全確認は、
最優先

情報源を
明確にする

10

(3) 受け付けた組織内での、 虐待の疑いについての協議

- 1) 複数の職員による組織内での協議
組織として判断することが重要
組織的判断のための体制作りが不可欠
- 2) 虐待の疑いについての判断とその後の対応

【今後の対応】

☐ 相談終了: ☐ 聞き取りのみ ☐ 情報提供・助言 ☐ 他機関への取次・斡旋(機関名:) ☐ その他()
☐ 相談継続: ☐ 権利擁護対応(虐待対応を除く) ☐ 包括的継続的ケアマネジメント支援 ☐ 高齢者虐待 ☐ その他()
備考()

11

初回相談の内容の共有と、 事実確認を行うための協議

ポイント

((手引き(青) p 50)

- ◆市町村担当部署と地域包括支援センターは、初回相談の内容を相互に共有するとともに、虐待対応を行う必要性について認識を共有する必要がある。
- ◆虐待の疑いがあると判断した事例については、速やかに事実確認を行うための協議をし、コアメンバー会議の開催日時を設定する。
- ◆確認する情報の種類によって役割を分担し、虐待の有無と緊急性の判断を行うために必要な情報を集めることが重要である。

12

(1) 初回相談の内容の共有

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待防止の責任を市町村であると位置づけているので、虐待かどうかの判断を最終的に行うのも市町村である。それ故、地域包括支援センターにおいて虐待の疑いがあると判断した場合、速やかに市町村に報告を行い、市町村による判断につなげる必要がある。

市町村担当部署と地域包括支援センターは、虐待の疑いがあると判断した事例について、相互に情報を共有し、虐待対応の必要性について認識を共有する必要がある。

13

(2) 事実確認を行うための協議

速やかな事実確認によって、高齢者の生命や身体的安全や虐待の有無を判断する事実を確認するための必要な情報を速やかに収集する。

- 1) 収集すべき情報の内容と役割分担
- 2) 相談・通報・届出の受付から、事実確認の実施、コアメンバー会議開催までの時間の目安
- 3) 事実確認中に予測されるリスクと対処方法

14

(3) 協議記録の作成-1

((手引き(青) p53)

事実確認前の市町村の把握している情報の提供依頼

- なぜ、その情報が必要なのかを説明できることが大切である。
- これらの情報全てを集めるということではなく、今の段階でどの情報があると初期対応がスムーズにいくのかを考えて情報収集を依頼する。

【情報収集依頼項目】

依頼日時： 年 月 日 時 分

依頼先： 依頼方法（電話 訪問 その他）

世帯構成	☐ 住民票	☐ その他（ ）
介護保険	☐ 介護認定の有無	☐ 担当居宅介護支援事業所 ☐ 介護保険料所得段階 ☐ 介護保険料納付状況
福祉サービス等	☐ 生活保護の受給	☐ 障害者手帳の有無（身・知・精） ☐ 障害福祉サービス利用状況 ☐ （ ）
経済状況	☐ 課税状況 ☐ 国民年金	☐ 障害年金 ☐ 国民健康保険納付状況
	☐ 後期高齢者医療制度保険料納付状況	☐ 水道料金滞納状況 ☐ 公営住宅家賃滞納状況
関係機関等	☐ 主治医・医療機関	☐ 保健所・保健センターの関与 ☐ 他機関（ ）の関与
その他	☐ （ ）	☐ （ ）

15

(3) 協議記録の作成-2

事実確認の方法と手順の検討を行う。

協議者： _____		協議方法（電話 訪問 その他）		
事実確認の方法	面接調査	高齢者： ☐ 自宅訪問 ☐ 来所 ☐ その他の場所（ ）	面接者（ ， ）	
		養護者： ☐ 自宅訪問 ☐ 来所 ☐ その他の場所（ ）	面接者（ ， ）	
	関係者からの聞き取り	☐ ケース会議等	（ ）	担当： （ ）
		☐ 関係者・関係機関 1	（ ）	担当： （ ）
		☐ 関係者・関係機関 2	（ ）	担当： （ ）
☐ 関係者・関係機関 3		（ ）	担当： （ ）	
※訪問時の状況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載				
事実確認中に予測されるリスクと対応方法				
事実確認期限	年 月 日 時迄 ※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する			

16

(3) 協議記録の作成-3

【参考】 高齢者虐待情報共有・協議票例

高齢者虐待情報共有・協議票

☐ 虐待の可能性(通報段階) ☐ 虐待の可能性(通報段階) ☐ 虐待の可能性(通報段階)	
虐待の可能性(通報段階)	
協議日時: 年 月 日 時 分 依頼先: 一	
情報収集依頼項目	
虐待情報 ☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報	☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報
虐待情報 ☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報	☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報
虐待情報 ☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報	☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報 ☐ 虐待情報
※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント要約書へ集約し整理する	
協議日時: 年 月 日 時 分 協議方法 (電話 訪問 その他):	
事実確認の方法と役割分担	
事実確認の方法 ☐ 事実確認の方法 ☐ 事実確認の方法	役割分担 ☐ 役割分担 ☐ 役割分担
事実確認の方法 ☐ 事実確認の方法 ☐ 事実確認の方法	役割分担 ☐ 役割分担 ☐ 役割分担
※事実確認の方法と役割分担に関する協議が終了したら「事実確認」へ	

公益財団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.2-3(東京都区分会作成様式を参考に作成)

17

初動期段階の事実確認

((手引き(青) p56)

初動期段階の事実確認では、「高齢者虐待情報共有・協議票」【事実確認の方法と役割分担】で共有した手順と役割分担に従い「庁内関係部署及び関係機関からの情報収集」と「高齢者や養護者への訪問調査」を行う。

18

庁内関係部署及び 関係機関からの情報収集-1

ポイント

((手引き(青) p 5 6)

- ◆年金や税などの経済状況、医療機関の受診内容等、委託包括では入手が難しい情報については、市町村担当部署が積極的に行う必要がある。
- ◆庁内関係部署および関係機関からの情報収集をする際には、虐待に関連した高齢者の情報を中心に集める。

19

庁内関係部署及び 関係機関からの情報収集-2

市町村担当部署は、疑われる虐待の内容に応じて、高齢者の情報を中心に、庁内関係部署から情報収集を行う。

市町村担当部署と地域包括支援センターは、協議によって役割を分担しながら、関係機関から必要な情報収集を行う。

20

庁内関係部署及び関係機関から 情報収集をする際の留意事項

((手引き(青) p56)

- ・調査項目の漏れを防ぎ、客観性を高めるためにも、複数職員による訪問を原則とする。
- ・秘密の保持、詳細な情報を入手すること等の理由により、訪問による情報収集を原則とする。
- ・民生委員や近隣住民からの聞き取りを行う場合、高齢者や養護者を支援する立場であることを明確にし、高齢者や養護者、家族のプライバシーに配慮するよう注意が必要である。

21

高齢者や養護者への訪問調査

ポイント

((手引き(青) p59)

- ◆高齢者の安全及び初回相談の内容から推測される虐待の疑いについての事実は、必ず高齢者や養護者を直接訪問して確認しなければならない。
- ◆訪問調査では、第一に高齢者の生命や身体の安全を確認し、その後、高齢者と養護者に対して、それぞれの担当者が異なる場所で面接を行う必要がある。
- ◆例えすべての情報収集ができていなくても、事前に確認した期限までに、収集した情報をもとに、情報を整理することが重要である。

22

(1) 訪問調査の事前準備

1) 訪問調査の必要性

高齢者の安全と事実確認のために、高齢者を
直接訪問すること

2) 訪問調査の事前準備

通報者の情報を漏らさない（法第8条）

(2) 高齢者の生命や身体的安全確認

訪問によって高齢者と面接できた場合、医療、
福祉の両専門職で「緊急性が高いと予測される
状況」を見極める。

23

(3) 虐待が疑われる事実についての確認

（（手引き(青) P.61））

高齢者の生命や身体的安全が確認された後、
虐待が疑われる事実について確認を行う。

虐待の有無や緊急性の判断は明確な根拠に
基づいて行うため、確認された事実のみを正確
に記録し、推測や確認されなかった事実の記載
や、初回相談で受け付けた内容と直接確認し
た事実とを混同させることは避けなければなら
ない。

24

訪問調査を実施する際の留意事項

((手引き(青) p 59)

- ・ 高齢者や養護者を訪問する際には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問する。高齢者の生命、身体、安全確認をする必要がある場合には、医療職の同行が求められる。
- ・ 高齢者と養護者への面接担当者は分けて別々の場所で行うことが重要である。

観察・聞き取り、事実確認記録を作成する際の留意事項

((手引き(青) p 61)

- ・ 高齢者の状況に合わせた観察・聞き取りを行う。
- ・ 高齢者や養護者のプライバシーを侵すことがないように十分に配慮する必要がある。

25

【参考】
事実確認票—チェックシート—

(表面) 例

事実確認票—チェックシート	
確認者:	確認日時: 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
高齢者本人氏名:	性別: 生年月日: 年 月 日 年齢: 歳
確認場所:	☐ 居宅 ☐ 施設 (☐ 行政 ☐ 地域福祉支援センター) ☐ その他 ()
確認時の同意者の有無:	☐ 無 ☐ 有 (氏名:)
【本人】	発言・状況・行動・態度
高齢者本人	
【養護者】	養護者
【第三者】: ()	第三者
虐待の全体状況	
発生状況	
1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月 日	
2. 虐待が発生する頻度:	
3. 虐待が発生するきっかけ:	
4. 虐待が発生しやすい時間帯:	

((手引き(青) p 62)

重要

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。
公益財団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.1.3 (東京助産師会虐待センター研究所 併設機関を参考に作成)

26

（裏面）例

高齡者

公益財団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.Ⅱ-3(東京健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成)

27

(裏面)
例

高齢者

公費刊印所 日本社会福祉士会 作成 Ver.1-3(京京福祉康寿医療センター研究部作成版式に準拠し制作)

28

(4) 介入拒否の場合の対応

((手引き(青) p 6 4)

どのような訪問調査を行うべきか事前に準備を行ったとしても、高齢者や養護者から介入を拒否されることもある。その場合でも、高齢者の生命や身体的安全確認を行うことができる方法を検討し、事前に確認した期限までに、繰り返し事実確認を行うことが重要である。

29

コアメンバー会議

ポイント

((手引き(青) p 6 7)

- ◆ 虐待の有無と緊急性の判断は、市町村の責任に基づいて開催されるコアメンバー会議で行う。
- ◆ 初回のコアメンバー会議は事実確認終了後、速やかに開催されることが必要である。
- ◆ 迅速かつ適切に市町村権限の行使を含めた判断を行う必要があるため、コアメンバー会議には市町村担当部署の管理職の出席が必要である。

30

(1) コアメンバー会議開催

1) 出席者

市町村担当部署の管理職（必須）及び
担当職員、地域包括支援センター職員

2) 協議事項

- ①事実確認で集めた情報の整理
- ②虐待の有無と緊急性の判断
- ③対応方針の決定

3) 役割分担

31

虐待の有無の判断

（（手引き（青）p70）

ポイント

- ◆虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問わない。
- ◆寄せられた事例が高齢者虐待に該当するか否かを判断することは、養護者を罰することを目的とするものではない。高齢者と養護者を支援の対象として位置づけることを目的として行うものである。

32

緊急性の判断

ポイント

((手引き(青) p 72)

- ◆緊急性の判断にあたっては、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度などをもとに、総合的に判断することが求められる。
- ◆また、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断される場合、高齢者の「自己決定の尊重」より「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もある。

33

深刻度の判断

(国マニュアル p62)

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として法に基づく対応状況等調査で利用されている指標です。

深刻度の定義は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度であり、深刻度を判断する時点及び判断者は、相談・通報受理後や事実確認実施後に、緊急性の判断と同様に複数名で組織として検討するものです。

また、深刻度の区分は、4(最重度)、3(重度)、2(中度)、1(軽度)の4段階として、虐待の程度(深刻度)計測フローの活用等により判断することとなっています。

34

深刻度の区分

(国マニュアル p63)

深刻度区分	説明
1 (軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4 (最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

詳細は、下記報告書を参照してください。

令和2年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書（令和3年3月、公益社団法人 日本社会福祉士会）

35

((手引き(青) p74)

○（収集した情報が不十分で虐待の有無が判断できず）

事実確認継続を決定した場合

⇒虐待の有無の判断が可能となる情報、その他高齢者や養護者に関する必要な情報を確認し、対応方針で情報収集の役割分担、期限、収集方法を定める

○立入調査の可否を検討する場合

→さまざまな工夫をこらしたうえで、なお高齢者の生命、身体の安全を確認できない場合には、立入調査の可否を検討

36

対応方針の決定

ポイント

((手引き(青) p 73)

- ◆市町村担当部署は、虐待と認定した事例について、対応方針を協議・決定する。
- ◆設定した期限までに、高齢者の生命、身体的安全確認を行うことができなかった事例については、事実確認を継続または立ち入り調査の必要性について判断し、対応する。
- ◆それぞれの事例について、決定した対応方針に基づいて、今後行う対応や目標、役割分担と期限についても協議・決定する。

37

初動期段階の対応計画

- ・市町村担当部署と地域包括支援センターは、コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行った事例について対応方針を協議・決定する。
その際には、虐待の有無と緊急性を判断した根拠とともに、今後行う対応や目標、役割分担と期限を記録する「高齢者虐待対応会議記録・計画書～コアメンバー会議用」のような項目を入れた帳票を活用することが有効である。

38

【参考】
アセスメント要約票
(表面) 例

アセスメント要約票		アセスメント実施日	年	月	日	実施場所	実施者
高齢者本人の希望		高齢者本人の希望 ☐ 居宅 ☐ 在宅 ☐ 入居 ☐ 不居 ☐ 介護施設 ☐ 在宅 ☐ 不居 ☐ 介護施設					
健康状態		健康状態 ☐ 良好 ☐ 中等 ☐ 悪化 ☐ 不居 ☐ 介護施設					
危機への対処		危機への対処 ☐ あり ☐ ない					
成年後見制度の利用・各種制度利用		成年後見制度の利用・各種制度利用 ☐ あり ☐ ない					
経済情報		経済情報 ☐ あり ☐ ない					
エコマップ		エコマップ ☐ あり ☐ ない					
生活状況		生活状況 ☐ あり ☐ ない					

((手引き(青)
p 9 4)

虐待発生リスク

39

【参考】
アセスメント要約票
(裏面) 例

養護者の希望		虐待発生リスク
健康状態等		
介護負担		
就労状況・経済状況		
近隣との関係		
家族関係		
近隣・地域住民、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等		
全体のまとめ		

((手引き(青)
p 9 5)

40

【参考】 高齢者虐待対応会議記録・計画書（１）
～コアメンバー会議用～（表面）例

（（手引き(青)

p 75)

第1表 高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)～コアメンバー会議用		決裁欄	
高齢者本人氏名 様 計画作成者所属 地域包括支援センター		初回計画作成日 年 月 日 氏名 氏名 氏名	
会議目的	会議目的	出席者	出席者
虐待事実の判断	虐待事実の判断	高齢者本人の意見・希望	高齢者本人の意見・希望
虐待事実の判断根拠	虐待事実の判断根拠	養護者の意見・希望	養護者の意見・希望
緊急性の判断	緊急性の判断	対応の内容	対応の内容
緊急性の判断根拠	緊急性の判断根拠	総合的な支援の方針	総合的な支援の方針
総合的な支援の方針	総合的な支援の方針	対応の内容	対応の内容

公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-3 (東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)

41

【参考】 高齢者虐待対応会議記録・計画書（２）
～コアメンバー会議用～（裏面）例

第2表 高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)		決裁欄(例)	
対象	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)
高齢者	優先順位	目標	何をどのように
養護者	課題	目標	誰が
その他の家族関係者	課題	目標	いつ
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(虐待終結に向けた課題等を記載)		計画評価予定日 年 月 日	

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入
公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-3 (東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」、新潟県三条市作成様式を参考に作成)

42

【参考】 高齢者虐待対応会議記録・計画書（２） ～コアメンバー会議用～（裏面）例

第2表		高齢者虐待対応会議記録・計画書（２）～コアメンバー会議用		決裁欄	
対象	優先順位	課題	目標	対応方法（具体的な対応方法） 何を・どのように	関係機関・担当者等
高齢者			高齢者		
養護者			養護者		
その他の家族			その他の家族		
関係者			関係者		
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など（アセスメント結果を参照）				計画評価予定日	
対応が困難な課題、今後検討しなければならない課題					

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入
公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-3（東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書（第3版）」、新潟県三条市作成様式を参考に作成）

43

初動期段階の評価

（（手引き（青） p 74）

- ・ 対応方針が決定したら、役割分担に応じて期日までに対応し、評価を行う。
- ・ 評価では、当初の目標が達成できたか、目標設定や対応の見直しの必要性があるのか、などについて適切に見極めることが重要である（詳細は、「4. 5 初動期段階の評価会議」）
- ・ →評価会議は科目5で取り扱う。

44

[科目4]

対応段階

科目 4

対応段階

1

講義のねらいと構成

ねらい

- ・ 対応段階の目的を理解する。
- ・ 対応段階における情報収集・整理について理解する。
- ・ 虐待対応計画作成の目的、作成手順について理解する。
- ・ 背景や要因分析を意識した対応計画の作成を理解する。

構成

- 1 . 対応段階の概要と範囲
- 2 . 情報の収集と虐待発生要因・課題の整理
- 3 . 虐待対応計画（案）の作成
- 4 . 虐待対応ケース会議

2

1. 対応段階の概要と範囲

(1) 対応段階の概要 (国マニュアルP83、手引き(青)P82)

対応段階では、主に虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備をめざして、必要な対応を行う。

まずは、虐待の解消をめざし、時には虐待の解消以前から、虐待が解消されたあとに高齢者が安心して生活を送るための環境整備についても取り組んでいくことになる。

3

(2) 対応段階に該当する法的根拠

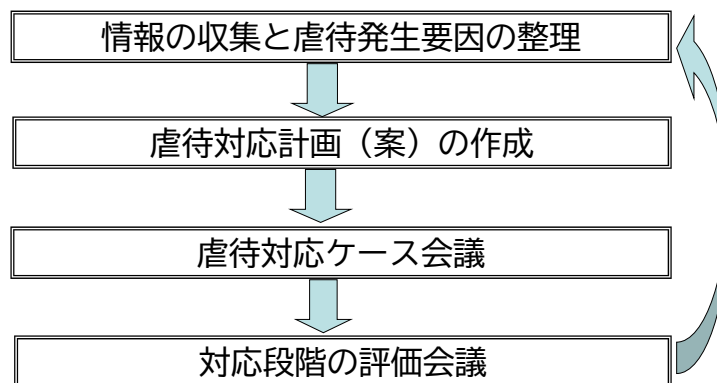
(国マニュアルP83、手引き(青)P82)

高齢者虐待防止法では、市町村が相談や通報、届出を受け付けた場合、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うことが規定されており（第9条第1項、第16条）、対応段階における市町村と虐待対応協力者による必要な協議、虐待対応計画の作成と実施、評価などの一連の取り組みが、該当する。

4

(3) 対応段階の範囲

(手引き(青) P83)



5

2. 情報収集と虐待発生要因

・課題の整理

(国マニュアルP83、手引き(青) P84)

ポイント

- ◆対応段階における情報収集・整理の目的は、虐待発生要因と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズを明確化することにある。
- ◆虐待の解消に向けては、虐待発生要因の明確化が不可欠です。そのためには、収集した個々の情報から虐待発生リスクを探り、それらの相互の関係性を整理・分析することが必要となる。
- ◆虐待解消に向けた取り組み課題とともに、高齢者が安心して生活を送るために必要な対応課題やニーズにも着目して虐待対応計画に反映させていく。

6

(1) 対応段階における 情報収集・整理の2つの目的

- 1) 虐待発生要因の明確化
- 2) 高齢者が安心した生活を送るための環境
整備に向けた課題やニーズの明確化

7

情報整理の6つの視点

- 1) 高齢者本人の情報
- 2) 養護者の情報
- 3) 家族関係
- 4) 近隣・住民との関係
- 5) 地域の社会資源
- 6) エコマップ

8

(2) 情報整理項目と虐待発生リスクの例-1

(手引き(青) p85)

1) 高齢者本人の情報

- ①基本情報
- ②高齢者の意向・高齢者の置かれた状況
- ③高齢者の危機対処能力等
- ④本人の生活基盤(健康面・生活力)
- ⑤サービス・制度の状況

9

情報と虐待発生リスクの関係

(手引き(青) P86)

高齢者本人の意向(例)

項目	情報収集内容	虐待発生リスク(例)
高齢者 本人の 意向	○居所の希望 ○養護者との分離の希望	☐ 認知症の発症(判断能力の低下) ☒ パワレス状態(無気力状態) ☒ 危機意識の低下(不十分さ) ☐ 精神不安定な状態 ☐ 要介護状態 ☒ 相談者がいない(孤立) ☒ 暴力的・脅迫的 ☐ 養護者との依存関係 ☒ 養護者からの脅し・恐怖 ☒ 過去からの人間関係の悪さ ☐ 支援による混乱

たたかれることもあるけど、
家にいたい。

10

(2) 情報整理項目と虐待発生リスクの例-2

2) 養護者の情報

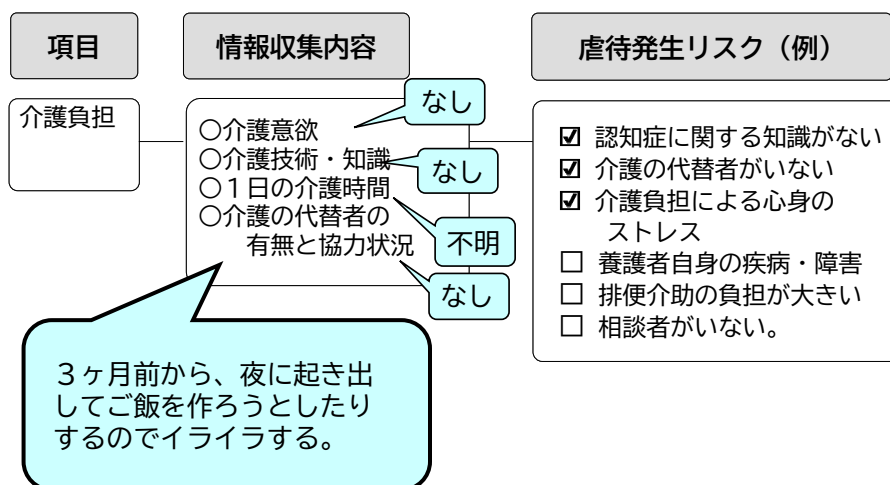
- ①基本情報
- ②養護者の意向と状態
- ③養護者の生活基盤（生活力）
- ④養護者の介護負担

11

情報と虐待発生リスクの関係

(手引き(青) P91)

養護者の介護負担（例）



12

- 3) 家族関係
- 4) 近隣・地域住民等との関係
- 5) 地域の社会資源
- 6) エコマップ（現在対応を行っている
部署・機関の関係図）

【参考】アセスメント要約票（表面）例 （手引き（青）P94）

[illegible]

公益財団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.11-3 (東京都健康長寿医療センター研究存在検証委員会委員に作成)

(1) 虐待対応計画作成の目的

- ① 市町村が主催するケース会議における虐待対応計画の協議・決定、協力機関とのチームによる計画の推進は、第9条第1項、第16条の趣旨を具体化するものと言える
- ② 高齢者の生命や身体、財産を守るために必要な対応を、市町村の責任において実施するために作成する
- ③ 虐待対応計画作成にあたっては、高齢者の自己決定への支援、高齢者と養護者の利害対立への配慮、虐待発生要因と関連する課題への支援、養護者支援機関へのつなぎなどを重視して作成することが求められる

17

(2) 虐待対応計画（案）の作成手順

【高齢参考】者虐待対応会議記録・計画書（表裏両面） 例

- 1) 総合的な対応方針の設定
- 2) 課題の明確化と優先順位の決定
- 3) 課題の解決に向けて必要な対応と目標、対応方法、役割分担の設定
- 4) 評価日（期限）の設定
- 5) 対応が必要だが現段階では対応困難な課題／今後検討しなければならない事項など

1) 総合的な対応方針の設定

2) 課題の明確化と優先順位の決定

3) 課題の解決に向けて必要な対応と目標、対応方法、役割分担の設定

4) 評価日（期限）の設定

5) 対応が必要だが現段階では対応困難な課題／今後検討しなければならない事項など

18

個々の虐待発生リスクから 虐待発生要因を導きだし、 虐待対応計画に反映させる考え方の例

(手引き(青) P99)

19

ステップ1 収集した「高齢者」、「養護者」、「家族」に関する 情報から、個々の虐待発生リスクにチェックを入れる-①

<高齢者>

(手引き(青) P100)

情報をアセスメント要約票へチェックする

1. 高齢者本人の情報 面接担当者氏名:		虐待発生 リスク
【健康状態等】		
疾病・傷病 :	既往歴 :	☒
受診状況 :	服薬状況(種類) :	
受診状況 :	服薬状況(種類) :	
診断の必要性: 具体的な症状等⇒	内科 精神科 外科 整形外科 その他()	
要介護認定 :	要介護() 要介護中(申請日: 年 月 日) 未申請	
障害 :	身体障害 精神障害(口あり 口疑い) 知的障害(口あり 口疑い)	☒
精神状態	認知症(口診断あり 口疑い) うつ病(口診断あり 口疑い) その他()	
【生活状況】		
食事	一人でも可 一部介助 全介助 不明	☒
調理	一人でも可 一部介助 全介助 不明	
移動	一人でも可 一部介助 全介助 不明	
買物	一人でも可 一部介助 全介助 不明	
掃除洗濯	一人でも可 一部介助 全介助 不明	
入浴	一人でも可 一部介助 全介助 不明	
排泄	一人でも可 一部介助 全介助 不明	
服薬管理	一人でも可 一部介助 全介助 不明	
預貯金年金の管理	一人でも可 一部介助 全介助 不明	
医療機関の受診	一人でも可 一部介助 全介助 不明	

20

ステップ1 収集した「高齢者」、「養護者」、「家族」に関する情報から、個々の虐待発生リスクにチェックを入れるー②

<養護者>

情報をアセスメント要約票へチェックする

「養護者の希望」、「健康状態等」の欄はここでは省略	II. 養護者の情報 面接担当者氏名:		虐待発生リスク
	【介護負担】		
	被虐待高齢者に対する介護意欲: ☐ あり ☒ なし ☐ 不明 1日の介護時間: ☐ ほぼ1日中 ☒ 必要時のみ ☐ 不明 介護期間: ☐ いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など ※頻回と負担を明確に	介護技術・知識: ☐ 高い ☒ 低い ☐ 不明 介護の代替者: ☐ あり ☒ なし ☐ 不明	
	仕事から帰ってくる時間は夜中だったり、昼間だったりばらばら。それでも母親は起きていて、疲れているのに、飯はそだめ、腹が減ったと同じことを何度も言うため、いらいらして大きな声を出してしまう。 平均睡眠時間: およそ ____ 時間		

21

ステップ1 収集した「高齢者」、「養護者」、「家族」に関する情報から、個々の虐待発生リスクにチェックを入れるー③

<家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源>

情報をアセスメント要約票へチェックする

III. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)	虐待発生リスク
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する <養護者から聞き取った情報> ・高齢者の夫が亡くなった5年ほど前から親族とのつき合いは疎遠。 ・県外に住む長男とも10年以上連絡をとっていない。「親父の介護のことで、母親と兄貴の嫁が喧嘩して、それから帰ってきていない。親父の葬式にも来なかった。」	
IV. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)	虐待発生リスク
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する <近隣住民から聞き取った情報> ・高齢者はもともと近隣住民と付き合いがあり、現在も次男から怒られると近隣住民宅に避難している。 ・「次男は仕事で帰りが遅いようだから、ほとんど顔を合わせたことはない。」	

22

23

24

ステップ3

虐待発生要因解消を主眼とした、虐待対応計画案を まとめる-②

<高齢者に対する課題・目標・役割分担・期限>

(ア) 虐待発生要因①（介護負担増・介護代替者がいない）を解消するために

<養護者に対する課題・目標・役割分担・期限>

(ア) 虐待発生要因①（介護負担増・介護代替者がいない）を解消するために

(イ) 虐待発生要因②（認知症を理解していない）を解消するために

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

対象	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)	
			実施方法(具体的な役割分担)	実施日時・期間・評価日
高齢者	身の回りのことができなくなっている。	介護保険サービスを利用し、清潔や栄養の改善を図る。	介護保険サービスについて説明し、利用の意向を確認する。	地域包括支援センター主任介護支援専門員
	認知症を発症していることを理解できている。	認知症について理解し、介護の認知症の症状に、適切な対応ができるようになる。	精神科医から認知症について説明してもらえよう。依頼する。	地域包括支援センター保健師
養護者	介護の代替者がおらず、負担が集中している。	し、清潔や栄養の改善を図る。介護負担を軽減する。	介護保険サービスについて説明し、利用の意向を確認する。	地域包括支援センター主任介護支援専門員
その他関係者				
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(虐待防止に向けた課題等を記載)				
サービス導入後、一定時間において、今後の同居継続に向けた高齢者、養護者それぞれの意向や次男の近隣、兄弟との関係づくりに向けた対応を検討する必要がある。				

評価評価予定日 年 月 日

※記入欄に記入しない場合は、備考欄に記載。
公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.8-3(東京都健康長寿医療センター研究所「虐待計画書(第2版)」、新潟県三条市作成様式を参考に作成)

虐待発生要因③(養護者は兄弟や近隣と疎遠・孤立傾向にある)は、今後対応していく課題であるので、「今後検討しなければならない事項」欄に記入する

(高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(裏))

25

4. 虐待対応ケース会議

(国マニュアルP85、手引(青)P106)

ポイント

- ◆虐待対応ケース会議は、当該事例に関係する機関が、必要な対応をチームとして行うために、虐待対応計画について内容を協議し、決定する場である。

26

(1) 虐待対応ケース会議の開催

1) 出席者

市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員で構成する。

終結を意識した虐待対応計画案を作成する段階で
関与してもらう関係機関に出席を依頼する。

市町村担当部署から出席を依頼する。

- ・ 高齢者の課題に対応している機関の職員
- ・ 養護者支援を行っている機関の職員
- ・ 家族への支援を行っている機関の職員
- ・ 虐待対応専門職チームの弁護士、社会福祉士

27

2) 役割分担

【市町村担当部署】

- ・ 会議の招集、関係機関への会議の出席依頼、
必要な資料の準備、
- ・ 会議記録の作成・保管 など

【地域包括支援センター】

- ・ 虐待対応計画書案及び虐待対応計画（帳票類）
の作成など

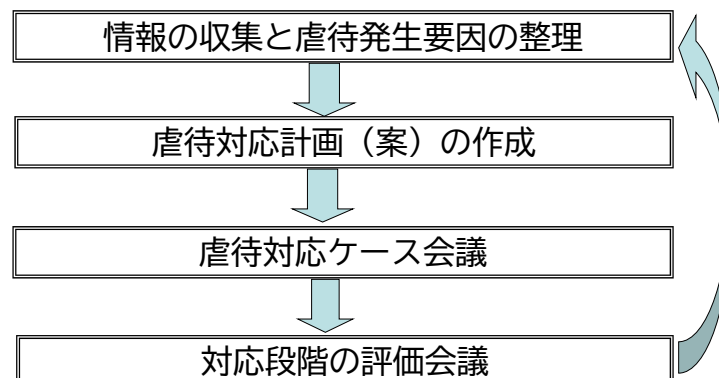
28

3) 協議事項

- ①虐待対応計画書案についての協議・決定
- ②会議記録の作成・共有

29

虐待対応計画を作成したら・・・ (手引き(青) P83)



30

[科目5]

評価と終結

科目5

評価と終結

1

講義のねらいと構成

ねらい

課題に対する目標の達成状況を把握するとともに
評価から終結までの適切で的確な判断および手順に
ついて理解し、演習をとおしてこれらを獲得する

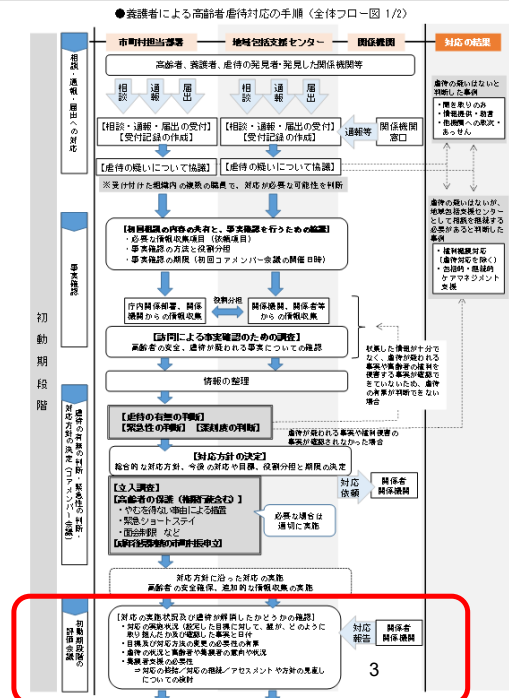
構成

- 高齢者虐待対応における初動期段階、対応段階での評価とはなにかを学ぶ
- 高齢者虐待対応における終結とはなにかを学ぶ²

対応の全体フロー図 (上)

(国マニュアルP50)

初動期段階の評価会議



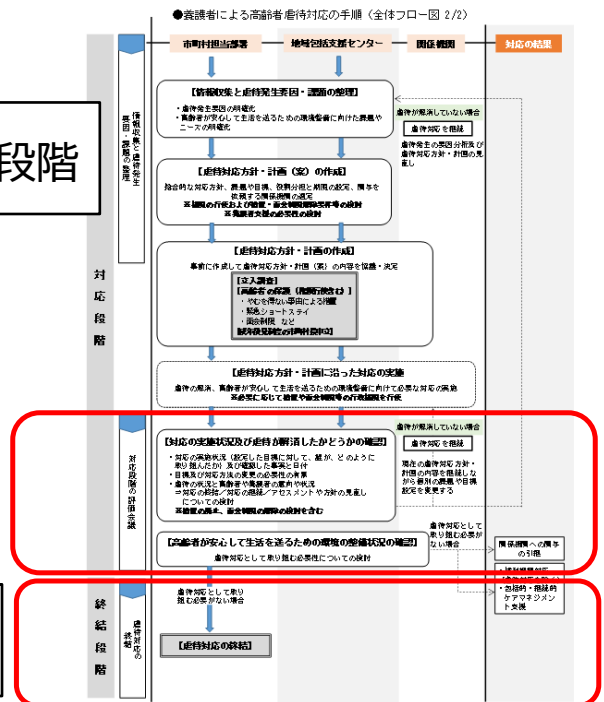
対応の全体フロー図 (下)

(国マニュアルP51)

対応段階

対応段階の評価会議

終結段階



初動期段階の評価会議

国マニュアルP 83～84
手引き（青）P 77～80

5

初動期段階の評価会議

ポイント

- ◆市町村として、コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、行った対応が適切だったかどうかについて検討する。
- ◆対応状況等の確認・評価は、当初設定した評価日を厳守して行うことが求められる。
- ◆初動期段階の評価会議では、対応段階のための、新たな情報収集の必要性についても検討を行う。

6

(1) 初動期段階の評価会議の開催

1) 出席者

評価会議は、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員で構成する。

立入調査など行政権限の行使についての判断が必要となる場合には、市町村担当部署の管理職が出席することが必要。

7

2) 具体的な評価の方法、視点

初動期の目的である高齢者の生命や身体又は財産の安全の確保がなされたかどうかを判断し、取り組んだ結果、当初の目的が達成できたかどうかに着目する。

8

3) 具体的な評価の手順と確認事項例

- ・ 課題ごとに設定した目標に向けて、予定通り取り組んだか
- ・ 具体的に誰が、いつ、何をしたか
- ・ 取り組んだ結果、確認された事実はなにか
- ・ その事実は、目標を達成したものだったか
- ・ 目標や対応方法の変更の必要があるか
- ・ 対応後の虐待の状況、高齢者本人、養護者の意向や状況はどうか
- ・ 虐待の解消に向けて養護者支援の必要性はあるか

9

初動期段階における目標や対応方法の変更の 必要性を検討するための確認事項例

(国マニュアルP83、手引き(青)P78)

○高齢者

- ・ 高齢者の生命や身体の危険が回避されているか。
- ・ 対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより、対応は実施できていない状況にないか。
- ・ 虐待の一時的な解消が図れているか。
- ・ 新たに緊急に対応すべきリスクや市町村権限の発動の必要性などが生じていないか。
- ・ 対応を行った結果、又は別の要因が発生したことにより、高齢者の意向、生活状況に悪化(変化)が見られていないか。^{o10}

4) 役割分担

【市町村担当部署】

- ・ 会議の招集 ・ 進行
- ・ 対応の実施状況等についての情報収集結果資料の準備
- ・ 会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管 など

【地域包括支援センター】

- ・ 対応の実施状況等についての情報収集結果資料の準備
- ・ 会議記録（帳票類）の作成 など

11

5) 会議記録の作成－記録する事項

《高齢者虐待対応評価会議記録票を活用》

- ①対応方針で設定した対応の実施状況と確認した事実と確認した日付
- ②目標の達成状況、目標や対応方法の変更
- ③評価会議時点での虐待発生リスク状況、高齢者、養護者の意向や状況
- ④新たな対応計画の必要性
- ⑤評価結果のまとめと今後の対応

12

高齢者虐待対応評価会議記録票（評価）

[illegible]

13

対応段階の評価会議

国マニュアルP85
手引き（青）P108～110

14

対応段階の評価会議

ポイント

- ◆市町村は、虐待対応計画の実施状況や、行った対応が適切だったかどうかについて評価を行う。
- ◆対応段階の評価会議では、虐待対応の見直し、継続または終結についても検討する。
- ◆計画の実施状況等の確認・評価は、当初設定した評価日を厳守して行うことが求められる。

15

(1) 対応段階の評価会議の開催

1) 出席者

評価会議は、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員で構成する。

行政権限の行使や終結の判断が必要となる場合には、市町村担当部署の管理職が出席することが必要である。

16

2) 対応段階の評価会議の目的、位置づけ

虐待対応について責任を持つ市町村は、虐待対応を終結させるまで、虐待対応計画の立案、実施と評価を繰り返す必要がある。

【対応段階の評価会議】

- ・第一義的目的は虐待対応計画の実施状況の確認や対応の適切さに関する評価で、初動期段階の評価会議と同様。
- ・常に終結の可能性や終結の具体的形態について意識していく点が初動期段階での評価会議との相違点。

※それ以外の会議運営、例えば、「協議事項」、「役割分担」の考え方については、「4. 6 初動期段階の評価会議」に準じる。

17

3) 具体的な評価の方法、視点

作成した虐待対応計画に即して、実施状況等の確認・評価を行う。

具体的には、初動期同様、各目標に対する実施状況、確認した事実と日付、目標及び対応方法の変更の必要性の有無とその内容を確認し、虐待発生のリスク状況、高齢者本人、養護者の意向や状況について合議した上で、評価のまとめを行う。

18

設定した目標や対応方法の変更の必要性を 検討するための確認事項

(国マニュアルP85、手引き(青) P109)

○高齢者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてと言えるか。
- ・対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

19

設定した目標や対応方法の変更の必要性を 検討するための確認事項

(国マニュアルP85、手引き(青) P109)

○養護者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。
何を根拠としてと言えるか。
- ・対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- ・養護者の意向を確認しているか。
- ・養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- ・養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

20

設定した目標や対応方法の変更の必要性を 検討するための確認事項

(国マニュアルP85、手引き(青) P109)

○その他の家族

- ・他の家族の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- ・他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

21

設定した目標や対応方法の変更の必要性を 検討するための確認事項

(国マニュアルP85、手引き(青) P109)

○関係者(近隣・地域住民等との関係を含む)

- ・関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- ・関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

22

4) 評価結果のまとめと 今後の対応についての協議- 1

虐待対応計画の実施状況等について確認・評価を行った結果、虐待対応を継続するか、継続する場合どのような継続とするか、あるいは終結が可能か等を検討する。

終結が可能かどうかの判断は、虐待発生要因が明確化され、実際に虐待が解消しているか否か。

23

4) 評価結果のまとめと 今後の対応についての協議- 2

①虐待が解消していない場合

新たなアセスメントシートを作成しながら、現在の虐待対応計画の対応内容を継続するか、個別の課題や対応方法、目標設定の変更を行うかを検討する。

24

4) 評価結果のまとめと 今後の対応についての協議- 3

②虐待が解消された場合

- ・ 高齢者が安心した生活を送るための環境整備に向けて、虐待対応として継続する必要があるか、ないか検討する必要がある。
- ・ 虐待対応として環境整備に取り組む必要がない場合には、終結とし、権利擁護対応または、包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行するかについて検討を行う。

25

5) 会議記録の作成

対応段階の評価会議でも、初動期段階の評価会議で例示した「高齢者虐待対応評価会議記録票」を活用する。

虐待対応計画で設定した課題への対応の実施状況や目標の達成状況、確認された事実を正確に把握・記録する必要がある。

26

終結段階

国マニュアルP86
手引き（青）P112

27

虐待対応の終結

ポイント

（国マニュアルP86、手引き（青）P112）

- ◆虐待対応は必ず終結させる必要がある。ただし、それはあくまでも虐待対応の終結であって、支援の終結ではない。
- ◆虐待対応の終結は、評価会議において判断する。
- ◆終結の判断に際しては、「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心した生活を送るために必要な環境整備の目処が立ったこと」が確認できることが必要。

28

(1) 虐待対応を終結させる必要性

虐待対応が終結しないということは、高齢者の権利侵害が継続していることを意味する。ここでいう権利侵害とは、「高齢者の生命・身体・財産が危険な状態にあること」。

高齢者の安心した尊厳ある生活を取り戻すために、虐待対応は常に終結を意識して行われる必要がある。

29

(2) 虐待対応終結の考え方

【終結の要件】

○虐待が解消されたと確認できること

- ・評価会議での確認をもとに、それぞれの虐待について虐待の発生要因が整理され、虐待の解消につながったかどうかを判断する

○虐待の解消だけではなく高齢者の安心した生活につながる必要な環境整備の目処が立っていること

- ・虐待の解消が直接、高齢者の安心した生活につながるかどうか見極める必要がある
- ・成年後見等の申立ての場合、後見人等が選任された時点で終結するのではなく、これまでの経過等について後見人等と共有し、虐待の終結について検討する必要がある

30

アセスメント診断日： 年 月 日				要約担当医名：		対応先番 〇〇月〇日	
調査者本人氏名：		性別年齢： 、 歳	住所： 市〇〇区 〇〇丁目〇番				
調査者氏名：		性別年齢： 、 歳	調査者本人の所属：		関係者の状況： □医師 □警察		
診断内容 生活の背景		診断の経緯、口述宅、口入所、□不測 / 分岐観：口有 □無 □不明					
性格上の傾向、 対人関係		要約経過：□可能 □時受条件のものでもあれば可能() □困難 □不明 要の内容：□一覽していても □要約する					
調査時の状態		必要事項：□調査内容が提供されているおそれ（無暴力、無犯罪、おとり等、警察をせうらへん。人を傷ける、等）					
【 査察者本人の情報 調査担当者氏名： 】							
【検査依頼者】				【検査対象者】			
住所・勤務：		居住歴：					
受診状況：		臨床状況（経過）：					
主治科名称：		臨床状況（経過）：					
診断時の受診科： □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □皮膚科（ ）							
最終的な受診科：							
病状の経過： □詳談 □要史 □口述 □要簡述 / □詳細中 / □詳細中 年 月 日 〇〇月〇日							
障害： □身体障害 □精神障害（口あり 〇〇頁） □知的障害（口あり 〇〇頁）							
精神症状： □認知症 □躁鬱あり □鬱病 □うつ病 □躁鬱あり □鬱病 □その他（ ）							
【治療経過について】 治療経過に於いて：□自ら助けを求めることができる □助けを求めることが困難 □不明							
通院頻度・通院数： □助けて求める頻期がある（ ） □ない							
【成年後見人の関係】							
成年後見人となる（仮見入人等）： □甲申迄 / 甲申迄 / 甲申迄年月日： ） □なし							
【成年後見人】							
□介護保険 □総合支援 □その他（ ）							
【経済事情】							
収入額 万円 月 円（内訳： ） 扶助金等 万円 月 円 金 万円							
1ヵ月に本人が使える金額 万円 月 円 金 万円 月 円 金 万円							
具体的な状況（生活費や年金等）：							
□生活保護費 □養育給付金 □児童扶養手当 □国民年金被保険者給付金 □その他（ ）							
年金管理： □自立 □一部介助（利用可） □金全助（利用不可） □不明							
年金管理者： □本人 □その他の							
ニコマツク 虐待防止窓口		【生活状況】 主事 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 住居 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 車 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 買物 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 散歩 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 食事 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 入浴 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 洗濯 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 家事管理 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 娯楽活動の管理 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明 娯楽活動の享受 □一人で可 □一部介助 □金全助 □不明					
【その他特記事項】							

公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.2.0（東京都東葛城郡長郷センター研究所作成成果の一部です）

	1回目	2回目
	虐待発生 リスク	虐待発生 リスク
①	■	■
②	■	□
③	□	■

高齢者虐待対応評価会議記録票（終結）

高齢者虐待対応評価会議記録票

高齢者本人氏名 _____ 性別 _____

計画作成者所属 _____ 地域包括支援センター _____

計画作成者氏名 _____

確認した事実と日付

氏名 _____ 所属 _____ 氏名 _____
 氏名 _____ 所属 _____ 氏名 _____

回	記入年月日	年	月	日	時	分	目標
							① ■ 目標達成 目標達成 ☐ 目標の継続 ☐ 対応方法の継続 ☐ 対応方法の変更 ☐ 目標達成 ☐ 目標の継続 ☐ 対応方法の継続 ☐ 対応方法の変更 ☐ 目標達成 ☐ 目標の継続 ☐ 対応方法の継続 ☐ 対応方法の変更 ☐ 目標達成 ☐ 目標の継続 ☐ 対応方法の継続 ☐ 対応方法の変更 ☐ 目標達成 ☐ 目標の継続 ☐ 対応方法の継続 ☐ 対応方法の変更 ☐ 目標達成 ☐ 目標の継続 ☐ 対応方法の継続 ☐ 対応方法の変更 ☐ 目標達成 ☐ 目標の継続 ☐ 対応方法の継続 ☐ 対応方法の変更 ☐

虐待の課題に対する目標
が達成された状況

全ての目標に対して目標達成にチェックがつく

虐待発生 のリスク状況	虐待種別	評価結果のまとめ	今後の対応
1. 身体的虐待 2. 放置・放任 3. 心理的虐待 4. 性的虐待 5. 経済的虐待 6. その他	6. 虐待は確認されていない	年 月 日現在の状況	養護者支援の必要性 ☐ あり ☐ なし
	新たな対応計画の必要性 ←	1. 虐待対応の経過 2. 現在の虐待対応計画内容に基き、対応を継続 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し 4. その他	今後の対応 1. 権利擁護対応(虐待対応を依頼)に移行 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. その他

公益財団法人 日本社会福祉士会 作成 Ver.1-3(東京都福祉センター・認知症・虐待対応支援計画)第2版(2011年策定)改訂

- 118 -

高齢者虐待対応評価会議記録票（終結）

高齢者本人氏名 _____

計画評価: _____ 回目 記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
会議日時: _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____ 秒

虐待種別	判定
1 身体虐待	5
2 放棄・放任	4
3 心理虐待	5
4 性的虐待	5
5 経済的虐待	4

②虐待の解消
判定が4または5になる

1. 虐待が発生している
2. 虐待の疑いがある
3. 一時的に解消(再発の可能性が残る)
4. 虐待は解消した
5. 虐待は確認されていない

終結=1か2
または1・2に○

1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)以降
2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行
3. その他()

③新たな対応計画の必要性なし

④評価結果のまとめ
終結の場合は1, 2へ○

【判定欄に該当番号を記入】
1. 虐待が発生している
2. 虐待の疑いがある
3. 一時的に解消(再発の可能性が残る)
4. 虐待は解消した
5. 虐待は確認されていない

今後の対応
1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行
2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行
3. その他()

※東京長寿医療センター「研究部」(第20号)を参考に作成

33

(3) 虐待対応の終結から 今後の対応の検討へ

「終結」とはあくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも当該高齢者や家族との関わりが終了することではない。

必要に応じて「権利擁護対応」や「包括的・継続的ケアマネジメント支援」に移行する。

その際、以下の点を意識して適切な関与、引き継ぎを行う。

- 1) 地域包括支援センターの関与の検討
- 2) 関係機関との連携体制の構築

34



『養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修 講義資料集』

制作・発行：公益社団法人 日本社会福祉士会
〒160-0004
東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階
TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543

(2025年06月)